

2 新型コロナ対策

ウイルスの感染拡大受け雇用調整助成金の特例や保護者の休暇取得支援等を実施へ ——厚生労働省

新型コロナウイルスが猛威を奮っている。国内の感染者は、1月中旬に初めて確認されて以降、クルーズ船の乗客乗員を含め、3月4日時点で1,000人を超えた。

政府はこの間、1月30日に「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置。2月13日には「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」をまとめ、「今年度予算を着実に執行するとともに、これに加え、第一弾として予備費103億円を講じることにより、総額153億円の対応策を実行する」考えを明らかにした。そのなかで、「雇用対策」としては「雇用調整助成金」の支給要件の緩和に踏み切る方針を示し、厚生労働省が14日、特例の適用要件等を発表。さらに2月28日には、対象となる事業主範囲を拡大し、3月4日にも緊急事態宣言地域に対する要件を緩和した経緯がある。

政府はまた、2月27日の新型コロナウイルス感染症対策本部で、感染拡大を防止するためには「ここ1、2週間が極めて重要な時期」になることから、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、来週3月2日から春休みまで、臨時休業を行うよう要請した。29日に開かれた記者会見では、安倍総理が「保護者の休職に伴う所得の減少にも、新しい助成金制度を創設することで、正規・非正規を問わず、しっかりと手当て」する考えを示すとともに、「2,700億円を超える今年度予備費を活用し、第2弾となる緊急対応策を今後10日程度のうちに速やかに取りまとめ」の方針を明らかにした。

こうしたなか、加藤勝信厚生労働相は3月5日、使用者団体に対し、雇用維持等に対する配慮を要請した。本稿では、新型コロナウイルスを巡る、雇用対策関連のこの間の動きを紹介する。

影響を受ける事業主全てが対象に

雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、雇用の維持を図った場合に休業手当や賃金等の一部を助成する制度。今回の特例では、「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主」全て（2月28日発表時点）を対象に適用する。

2月14日の発表時点では、「新型コロナウイルス感染症に伴う日本・中国間の人の往来の急減により影響を受ける事業主」で、「前年度または直近1年間の中国（人）関係の売上高等が総売上高等の一定割合（10%）以上」の場合に適用するとし、例えば中国人観光客の宿泊がなくなった旅館・ホテルや、中国からのツアーがキャンセルとなった観光バス会社等、また、中国向けツアーの取り扱いができなくなった旅行会社等への適用が見込まれていた。だが、さらなる緩和で、日本人観光客の減少の影響を受ける観光関連産業や、部品の調達・供給等の停滞の影響を受ける製造業のほか、国や自治体等からの活動の自粛要請の影響で、客数が減り事業活動が縮小した場合など、「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主」が幅広く対象になる。特例措置は、休業等の初日が2020年1月24日～7月23日までの場合に

適用する。最近1カ月（通常は3カ月）の販売量、売上高等の事業活動を示す指標（生産指標）が、前年同期に比べて10%以上減少していれば生産指標の要件を満たすものとし、最近3カ月の雇用指標が対前年比で増加していても（通常はならないが）助成対象になる。「休業を実施した場合の休業手当」または「教育訓練を実施した場合の賃金相当額」「出向を行った場合の出向元事業主の負担額」について、大企業で1/2、中小企業では2/3（対象者1人1日当たりの上限は8,330円）等を助成。支給限度は、1年間で100日（3年間で150日）となっている。

緊急事態宣言地域はさらに要件を緩和へ

厚生労働省は3月4日、緊急事態宣言を発出して活動の自粛を要請している地域については、雇用調整助成金の支給に当たり、①生産指標要件を撤廃し（当該地域に所在する事業主であれば満たすものとして扱い）、②助成率を引き上げる（大企業で2/3、中小企業では4/5）とともに、③雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象に追加する方針を明らかにした。

なお、本稿を執筆している3月6日時点では、感染拡大が特に深刻な北海道で、2月28日に緊急事態宣言が出されている。

新たな助成金制度を創設

一方、新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応する

ため、同省は3月2日、新たな助成金制度の創設を発表した。

「さらなる詳細については、速やかに検討を進め、公表」するとしているが、その概要によると、①新型コロナウイルス感染拡大防止策として、臨時休業した小学校等（小学校、義務教育学校〔小学校課程のみ〕、特別支援学校〔高校まで〕、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等）に通う子や、②風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある、小学校等に通う子の世話をする必要のある労働者に対し、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主を助成する。

支給額は、休暇中に支払った賃金相当額（10/10）で、日額の上限は8,330円。大企業、中小企業とも同様で、2020年2月27日～3月31日の間に取得させた有給休暇が適用対象になる。雇用保険被保険者に対しては「労働保険特別会計」、それ以外は「一般会計」から支給する見通しという。

既存の助成金にも特例コースを設置

また、同省は3月3日、新型コロナウイルス感染症に係る「時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）」の特例も設ける方針を明らかにした。同助成はそもそも、中小企業・小規模事業者が時間外労働の上限規制（2020年4月1日から適用）等に円滑に対応するため、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む場合に支援するもの。本年度の受付は既に終了していたが、「新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、テレワーク導入や特別休暇の規定整備は急務」となっていることから、特例的なコースを設けて速やかに申請受付を

開始する。

詳細については「速やかに検討を進め、公表」するとしているが、その概要によれば、2月17日（大臣が会見でテレワーク等の積極的取組を呼びかけた日）以降に、新型コロナウイルスの感染症対策として、テレワークを新たに導入したり、休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を対象に助成する。例えば、「テレワークの特例コース」では、テレワーク用通信機器の導入・運用や、就業規則・労使協定等の作成・変更等を行う場合、5月末までにテレワークを実施した労働者が1人以上いることを要件に、補助率1/2（1企業当たり100万円上限）で支給する。

厚労相が使用者団体に雇用維持等への配慮を要請

こうしたなか、加藤厚労相は3月5日、日本経済団体連合会、全国中小企業団体中央会、日本商工会議所、全国商工会連合会に対し、「新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮」について要請した。公表された要請書によると、「雇用調整助成金の特例措置」や「小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援に向けた新たな助成制度」等を活用した雇用維持努力を求めている。

そのなかで、教育訓練を行った場合には雇用調整助成金額が加算されるため、「新入社員については教育訓練の機会を設けるなど将来の戦力として雇用を維持」してもらえるよう要請。また、「新卒の内定者の取り扱いについて、特段の配慮」を要請するとともに、「2020年度卒業予定者等に対する採用に係る広報活動についても、多様な通信手段を活用した説明会の実施などの十分な情報発信を行うよう」求めて

いる。

さらに、「有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者等の雇用の安定とその保護を図るため、特段の配慮」を要請するとともに、障がい者などの雇用の安定にも特段の配慮を求め、「特に、基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高いとされていることから、感染リスクを減らすためにテレワークや時差出勤の積極的な活用などの取組」への協力等を呼び掛けている。

ホームページにQ&Aも掲載

同省ではホームページにQ&Aを掲載し、企業向けには、労働者を休ませる場合の措置（休業手当、特別休暇等）をはじめ、労働時間や安全衛生、労災補償等をめぐる対応について紹介している。

そのなかで、新型コロナウイルス感染症関連で休む従業員が増え、残りの従業員が多く働くことになった場合には、36協定の特別条項の理由として認められること等に言及。また、感染症法により就業制限を行う場合は、労働安全衛生法第68条に基づく病者の就業禁止の措置の対象にはならないものの、発熱等の風邪症状が見られる労働者については休みやすい環境整備をお願いしたいことや、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、労働安全衛生法に基づく健康診断の実施時期を当面の間、延期しても差し支えないこと等に言及している。

（調査部）